

令和6年度第1回 福島県子ども・子育て会議 議事録

開催日時：令和6年5月21日（火） 13：30～15：00

開催場所：杉妻会館3階会議室（百合）

出席者：福島県子ども・子育て会議委員（22名）

県出席者 事務局（22名）

1 開会（13：30）

2 定足数確認

事務局より、委員数23名に対して、会議開始時に22名の出席があり、定足数（過半数）に達したことを報告した。

3 局長あいさつ

【こども未来局 吉成局長】

令和6年度第1回福島県子ども・子育て会議の開会に当たり、御挨拶申し上げます。

委員のみなさまにおかれましては、お忙しい中、御参集いただき厚く御礼申し上げます。

また、この度の委員改選にあたり、就任を快くお引き受けいただき、改めて感謝申し上げます。今後2年間、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、先月24日に民間有識者からなる人口戦略会議が、全国の4割以上にあたる744自治体を「消滅可能性がある」として公表し、本県においては33の市町村が消滅可能性自治体とされました。

本県の少子化は、全国と比較して急速に進行しており、令和5年の出生数は、速報値で9,499人と過去最少を更新するなど、たいへん厳しい状況にあると認識しております。

このような中、国のこども施策の方針を示すこども大綱が昨年末に策定され、すべてのこども・若者がウェルビーイング、幸福な状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」が、国全体の大きな目標として掲げられました。その実現に向けては、こども・若者や子育て当事者の意見を丁寧に聴き、対話しながらともに進めていくことが重要であるとされております。

今回御議論いただく「福島県こどもまんなかプラン」の策定にあたりましては、2つの調査により、こども・若者や子育て当事者の希望や意見を丁寧にお伺いし、プランに反映させてまいりたいと考えております。

本会議におきましては、こども・子育ての各団体等の委員のみなさまから、

それぞれの専門的見地、現場からの課題について、また公募委員のお二人からは、こども・若者や子育て世代の目線からの思いや気づきなどをお話しいただきたいと思います。

みなさまとともに、こどもまんなか社会の実現に向け、しっかりと検討してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、前回会議における御意見等を踏まえ、その基本理念や施策体系等のプランの骨子案を提示させていただきます。本案をベースとして、みなさまの御意見等を反映させながら内容を具体化させ、来年3月までにプランを策定してまいりたいと考えておりますので、委員のみなさまには、忌憚なく御意見いただければ幸いです。

結びに、本県の子ども・子育て支援の推進に、みなさまより特段の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げ、挨拶いたします。

4 議事

(1) 会長・副会長の選任及び部会委員の指名

【司会】

条例第8条第2号により、会長が会議の議長となりますが、本日は任期満了による委員改選後初めての会議であるため、会長及び副会長が空席となっておりますので、会長が選任されるまでの間、司会進行が代理で議事を進めさせていただきます。

まず、議事の「(1) 会長・副会長の選任及び部会委員の指名」のうち、会長・副会長の選任についてですが、条例第5条第1項の規定により、会長・副会長は委員の互選により決定いたします。

そのお二人の選任について、いかがでしょうか。

【委員より】

事務局案をお願いいたします。

【司会】

それでは、事務局としましては、会長は学識経験者であります福島大学の宗形潤子委員に、副会長は、同じく学識経験者の郡山女子大学短期大学部の宇治和子委員をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

【委員より】

異議なし。

【司会】

ありがとうございます。

それでは、会長は宗形潤子委員、副会長は宇治和子委員で決定とさせていただきます。

それではあらためまして、条例第8条第2項により、宗形会長に議長をお願いいたしますので、議長席に御移動願います。

【議長 福島大学 宗形 潤子委員】

みなさんこんにちは。本日、本会議の議長職を仰せつかりました、福島大学の宗形潤子と申します。

この会議におきましては、こどもと、こどもを育てるみなさんのために、より良いものになりますよう、協議を重ねていきたいと思っております。

先ほど吉成局長からお話があったように、みなさんそれぞれ異なる背景をお持ちですので、ぜひその背景に基づいてお話しいただけたらと思います。私は教育の専門ですが、わからないことがたくさんあります。たくさん学んで、より良いものを作っていきたいと思っています。

では、これより議事に入りますが、委員のみなさまには円滑な議事運営に御協力賜りますよう、よろしくお願いいたします。

まず、議事録確認者ですが、須藤委員と石綿委員にお願いします。

続きまして、議事の（１）のうち、部会委員の指名についてですが、部会委員は条例第7条第2項の規定により、会長が指名することとなっておりますので、これより、事務局からお配りします名簿のとおり指名させていただきます。

まず、計画部会の委員に古渡委員ほか8名、計9名の委員にお願いします。

次に、認定こども園部会の委員に、古渡委員ほか3名、計4名の委員にお願いします。

なお、計画部会、認定こども園それぞれの部会長につきましては、部会開催の折に、部会委員の互選にて選定させていただきます。

（２）福島県こどもまんなかプランの骨子案について

事務局（こども・青少年政策課 斎藤課長）から【資料1】により、福島県の少子化の状況について説明。続けて【資料2】により福島県こどもまんなかプランの骨子案や、予定している2つの調査について説明した。

その後の質疑応答・意見交換については以下のとおり。

【NPO法人こおりやま子ども若者ネットワーク 鈴木 綾委員】

調査に関して1点、質問があります。

こども基本法やこども大綱では、こども・若者の定義が広く取られていて、青年期の20代、30代も含むとされています。しかし、こどもを対象とする調査の範囲が高校生までとなっていて、大綱に定められている範囲の、特に青年期、18歳以降の調査が不十分ではないか、という印象を持ちました。こちらに関して、どのように20代、30代の若者の意見聴取をするのか、計画等があればお聞かせいただけますでしょうか。

【こども・青少年政策課 斎藤課長】

青年期の若者の意見聴取について、御指摘のとおり、こどもまんなかアンケートにつきましては、現在のところ、小学6年生、中学2年生、高校2年生といった、一定の学年を切り取った上で全数調査を行う方向で教育委員会と協議を進めているところでございます。

18歳以降の、青年期の方に対する意見聴取については、もう一方の「結婚・子育てに対する県民の希望と幸福度調査」でカバーしていきたいと考えております。こちらは20から49歳を対象として、結婚されている方、されていない方の両方から、それぞれの立場、状況に応じた設問項目により、その意識や意見について調査いたしますので、本調査により、若者の意見も十分に盛り込んでいきたいと考えてございます。

【NPO法人こおりやま子ども若者ネットワーク 鈴木 綾委員】

ありがとうございます。

そちらの調査は結婚・子育てに限ったアンケート調査だと思っておりましたが、ぜひ質問項目を工夫して、若者からの意見を聴取していただきたいと思えます。

子ども・若者育成支援推進法も、こども大綱の根拠になっているかと思いますが、困難を有する若者たちへの意見聴取もお願いしたいのですが、ただ、そういった方に関するアンケート調査は非常に難しいということも承知しておりますので、たとえば、支援団体等の実態について伺うなど、アンケート以外の方法で状況を把握する工夫をお願いしたいと思います。

【一般社団法人福島県医師会 市川 陽子委員】

このプランの骨子案について、たいへん素晴らしいことだと思っておりますので、医師会としてもぜひ応援していきたいと思えます。

プランへの具体的な質問などではないのですが、医師会の立場、医療の立場から御理解いただきたいことがあります。

まず、少子化対策について。福島県はたいへん広いこともあって、安心してこどもを生める場所が少なくなっている。分娩設備のある病院は、中通り

は福島市、郡山市、白河市。それ以外はいわき市、会津若松市にはありますが、たとえば会津地方でも、南会津の方々はお産をしたいときにお産のできる場所がないので、分娩予定日が近づいてきたら、会津若松市内でアパートを借りて、1か月ほどそこで暮らす。そして、竹田総合病院や会津中央病院などでお産をする。確か、会津若松市内では竹田総合病院と会津中央病院しかお産に対応できるところはありません。舟田クリニックという産婦人科もありましたけれど、お産がたいへんで、とてもひとりではやっていけないということで、やめています。

福島県ではかつて大野病院の事件がありましたが、全国的にひとり常勤の産婦人科医師を置かないようにしよう、という流れになっています。つまり、総合病院でも産婦人科医師がひとりのところはお産をするなど。御存知ない方もいらっしゃると思いますが、相馬の方はお産をするときに、福島市に來ています。では陣痛が来て、すぐにでも生まれてしまう時にどうするのか。救急車の中で生まれてしまうことだってあり得るのです。

福島県では、県立医大の産婦人科に機能を集約させようとしています。産婦人科の医者が少ないけれど、事故が起きては困るので、2人体制のところであればお産させないようにしよう。そうすると、ひとりで対応している、たとえば私のクリニックは夫が産婦人科医ですが、どうしようもなくなってしまう。だんだんと、地域の産科医療施設がなくなってしまう。

ですから、ここを解消するような手立てとして、膨大なお金がかかると思いますが、赤字覚悟で予算を組んでいただいて、産婦人科の医者、それから周産期にも対応できる小児科の医者を、10年、20年の長いスパンで構いませんので、増やしていただきたい。それから助産師。これもお産が少なければ採算が取れないため、コストパフォーマンスが悪いということで、助産師も雇えないという状況になっています。

しかし、それでは少子化に歯止めをかけられないので、まずは安心して生める場所、そして安心して育てられる場所の確保と充実というところに、時間がかかっても構いませので、目を向けていくような施策を、ぜひ県で横の連携を取りながら進めていただきたいと思います。

それが一点。

もうひとつは、妊娠・出産の仕組みについて。これは必要であれば、医師会でいくらかでも御協力したいと思います。

「女性はこどもを生むべき」と受け止められかねない発言は、女性蔑視につながるおそれがあるので、慎重に言葉を選ばないといけませんが、事実として、女性の卵子には数に限りがあります。それから適期がある。たとえば、25歳の出産・分娩適齢期の方が、晩婚化によって、35歳まで10年間、お産をせずに過ごす。そうすると、月に1回生理が来ますが、それが10年間だと合計120

個の卵子が排せつされる。卵子には数に限りがある、残りが少なくなる、そして35歳になると、適期が少し過ぎてきた卵子になります。そうすると、妊娠したいと思って、妊活をやっても、妊娠しにくくなります。そして妊娠しにくくなった結果、不妊治療にお金がかかる。

女性を蔑視する意図はありません。しかし、生き物には雄と雌があり、人間にも雄と雌があって、命が生まれるためには、男性の精子と女性の卵子が絶対に必要で、そして子どもを出産することは、今のところ女性にしかできない。卵子の数には限りがある、適期があるということを、若い世代に啓蒙・啓発していくことも子育て支援と同様に必要ではないか、それはこども未来局でやることではないか、と思います。

医師会としては協力できますので、ぜひ御検討いただければと思います。

【子育て支援課 石井課長】

今ほど市川先生から、安心して生み育てることができるために、まずは生む場所の確保、それから妊娠・出産に関わる啓発についてお話がありました。

まずひとつ目の場所の確保につきましては、産科医が少なくなってきて、生む場所が集約されているという状況があるのは確かでございます。その事態をすぐに改善するのは難しいですが、何かできることはないかと検討しまして、こども未来局では今年度、遠方で出産される方への支援として、先ほどの南会津の方が、生める場所がないから、会津若松市にアパートを借りて、というお話がありましたけれど、我々としても、そこに何か支援できないかということで、目安として病院まで1時間程度かかるような遠方にお住まいの方へ、宿泊費や交通費を支援してございます。以上は国の施策として今年度から始まるのですが、そこに県独自の施策として、出産前におひとりでは気持ちとしても不安があるだろうということで、さらに同行者の方の宿泊費についても、おひとり分ではありますが、助成させていただくことを考えてございます。

それからふたつ目の妊娠・出産に関わる啓発について、こちらにつきましては、まさに先生のお話を我々も同様に考えてございまして、男女のカップルが、今後のライフプランを視野に、将来の妊娠や身体の変化に備えて、日々の健康に向き合うことが大切である、そのような考え方を「プレコンセプションケア」と言いますが、このプレコンセプションケアを推進していくための施策を今年度から新たに実施することとしております。

まずは、助産師会、それから医師会にも御相談させていただきながら、思春期から妊娠・出産・子育て、それから不妊・不育とか、性と健康に関するいろいろな悩みを総合的に受け付けることができる相談センターを立ち上げたいと考えてございます。さらに、夏を目途にプレコンセプションケアの普及を図っていくためのフォーラムを開催したい考えているところでございます。

また、若い方への普及啓発も必要ですので、小学校から高校までの学校や教育機関と連携しながら、PRのための教材を作っていくなど、今年度新規事業としていろいろと検討しているところでございます。関係機関とも御相談させていただきながら進めていきたいと思っておりますので、みなさんにも御協力いただければと思います。

【一般社団法人福島県医師会 市川 陽子委員】

御回答いただきありがとうございます。

昨年度の会議でも、福島県の独自のプランとして、遠方でお産をされる方の同行者にも支援することや、それからプレコンセプションケアについても説明をいただいて、素晴らしいことだなと思っていました。

ただ、長いスパンでかまいませんので、福島県独自に、お金を工面して、産婦人科と小児科と助産師を増やすような施策をぜひともお願いしたいと。集約化は国の方針でもありますので、事故の予防という点からも避けられないのでしょうが、南会津の方が会津若松市まで行って、出産して、今はインターネットがあるので、遠くても御家族がおめでとうと言えませんが、地元で出産して、顔を合わせてみんなでお祝いしたかったかもしれない。せめて地域に助産師がいて、退院した後に竹田総合病院まで行かなくても母乳の相談などができる、そういう環境があれば、もっと出産は増えるのではないかと思います。

何年も先のことになるかもしれませんが、ぜひお願いしたいと思っております。

【一般社団法人福島県助産師会 小谷 寿美恵委員】

今の御意見に関連しまして。福島県は広いですがけれども、日本も離島などもあってとても広く、「プライベート出産」と言って、助産師などの専門家が立ち会わないで出産している事例もあります。そうすると、お子さんを守らなくてはいけないのに、表面的には「自然派」として、こどもに医療は必要ないとか、予防接種を受けなくていいなどと判断して、結果的にお子さんが困る、といった事態が起こりかねないと言われております。

誰も立ち会わないでお産をする、ということが福島県でもないようにするためには、市川先生が仰ってくださったように、信頼できる先生や助産師がいて、安心して生める場所が必要だと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【福島県認定こども園協会 古渡 一秀委員】

喜ばれて生まれてくる子はたくさんいますけれど、喜ばれないで生まれてきてしまった子もいるということ。これをこどもの権利の観点から考えてどう対応するのか、という課題がある。市川先生がお話された母子保健の領域では、県をはじめとしていろいろと取り組んでいると思っておりますが、そういうこどもへ

の権利保障をみんなで考えることが、この計画を作るに当たって本当に必要なことではないでしょうか。

【福島県立私立幼稚園・認定こども園PTA連合会 伊藤 順朗委員】

自分の幼稚園に通っている他の園児の御家庭を見る限りでは、ひとりっ子は少ないと思っています。だいたい3人。4人もたまにいますが、2人より3人の方が多いかな、と肌では感じています。

そこで数字の出し方についてお聞きしたいのですが。合計特殊出生率は、実際に御結婚されて、家族を形成されている御家庭に限った数字なのか、それとも未婚の方も合わせた全体的な女性の数から出しているのでしょうか。

私はいわき市在住で、一番上の子は今高校3年生なのですが、その子が生まれた頃には、まだいわき市でも8件から10件近くの産婦人科がありました。現在はいわき市医療センターを含めて4件か5件程度だと思います。出生数も産婦人科も大きく減っている実態はありますが、総体的には減っているのだろうか、と感じます。

それから、生まれてきたこどもの数は総数で9,709人ではあるのですが、ひとつの御家庭にいるこどもの数はどの程度なのか。たとえば0人の家庭と3人の家庭が多いと1.5という数字になるのか。数字の意味が正しくわからないと正しい政策はできないのではないかな。

先ほど、出産で遠方から会津若松市に来られる、それは助成します、また県独自でプラスアルファで助成します、というお話がありましたけど、その助成の対象はおとななのか、それともこどもなのか、ということも大事かと思います。我が家はこどもが5人いますが、3人目以降は子育てするにもたいへん難しい。特に、病院には行きにくい。お母さんひとりではこども全員を抱っこしたり、面倒を見たりすることはできないし、またこどもたちが体調を崩してる時はお母さんも体調を崩していることが多い。先ほどのお話は、初産のお母さんで、おばあちゃんが一緒に来るような想定かなと思いましたが、2人目以降のお子さんを想定したプランニングもしっかり行うべきでは、と思いました。

【こども・青少年政策課 斎藤課長】

まず、合計特殊出生率について、その母数となる女性のカウントの仕方ですが、資料における囲みの部分に説明を記載しております。15歳から49歳までの女性の、5歳区分の年齢別に算出した出生率を合計したものが合計特殊出生率で、ここに「一人の女性（未婚者含む）」と記載してありますとおり、結婚していない女性も含めてカウントしています。

もうひとつ、家族の構成について、ひとつの家庭におけるこどもの数等はどうのような状況なのか、という御質問についてですが、今は手元にデータがなく、

お答えするのは難しいのですが、5年に一度の国勢調査におきまして、かなり詳細な世帯調査を実施しており、何人のこどもがいる世帯がどれくらいある、といった数値は把握されています。

直近の調査結果は令和2年のものとなってしまいますが、後ほど、委員のみなさんにその状況をお知らせしたいと思います。

【福島県認定こども園協会 古渡 一秀委員】

資料を読ませていただいて、大きくテーマが2つある、と思っています。

ひとつは、こどもの権利条約は約35年前にできて、日本は約30年前に批准しましたが、しかしそれ以降、日本ではこの考え方が法律や制度に反映されることはあまりありませんでした。今回、こども基本法ができて、こども大綱も作って、生まれてから小学生、中学生、高校生、そして大人になるまで、こどもたちの意見を聞いた上で施策を打つ、この方向性は間違いではないと思います。でも、今お話ししたように、こどもの権利条約を批准したのは30年前です。30年間、重視されてこなかった。30年経って、今やっとここまで来たのだから、これは大胆にやらざるを得ないのではないかと。

こども基本法の第6条に事業主の努力について定めがある。そこに、雇用環境の整備だとか、こどもがいる家庭に対してしっかりと考えなさいとありますけれど、では福島県内の企業にそれをどうやって周知するのか。福島県の少子化に歯止めがかからないと言われますが、であれば、企業も銀行も学校も、みんなでがんばるしかない。それを、今言ったこどもの権利そのものが大事にされていない状態で進めるのはおかしいのではないかと。

このプランが「こどもまんなか」と言っておきながら最も抜けているのは、「こども」なのです。先ほど、こどもの権利条約は35年前にできたと言いましたが、35年前にはヨーロッパ諸国ではスタートをかけて、こどもの権利をベースとしたいろいろな制度を作っている。小中高校生や女性、また結婚した人だとかの意見を聞くのはとても良いことで、どんどんやればいい。けれど、たとえば妊娠した当事者を勇気づける仕組みがない。こどもの人生の始まりこそ力強く、というのが本来のスターティング・ストロングの意味ですが、福島県で生まれたら、その子の人生が始まるのだから、その権利として、力強く生きられる仕組みを作りませんか、という方向性がここに入っていないと、こどもまんなかにはならないのではないかと。単純にこどもの権利を大事にしていこうと言っても、35年前から条約はあった。もし我々の世代から真剣にこどもの権利に取り組んでいたら、虐待などももっと少なくなっていたのではないかと。

こどもの権利のことを考えると、こどものお母さん、女性の方たちをきちんとフォローしていく仕組みも必要だけれど、その子の人生の始まりなんだから、

そこからもう「こどもまんなか」の発想を持っていかないと。国がやるので県としてもやります、というのではなくて、福島県独自に、根本的に変えていかないと。

もうひとつ。フランスではこどもの権利を知らないこと自体が暴力だとされています。我々がこどもの権利と言いながら、こどもの権利を知らないまま、こども大綱やこのプランにのっとして取り組んだところで、大人が暴力を起こすことにならないか、と懸念しています。

【議長 福島大学 宗形 潤子委員】

私も大学ではこどもの遊び場について研究しているので、こどもの権利条約は非常に大事だと捉えているのですが、学生たちもこどもの権利条約をほとんど知らない。こどもの権利条約をみんな知らない、という現状を何とかすることからスタートするのも大事かと思う。

御意見について、事務局いかがでしょうか。

【こども・青少年政策課 斎藤課長】

こどもの権利の観点から、こどもの視点がそもそも欠けているのではないかと御指摘、非常に重く受け止めておりまして、そうならないよう、県としてはふたつのアンケートにより、できるだけ多くの当事者の県民やこどもから意見を聴取する方針で取り組んでまいりたいと考えております。また、このアンケート調査以外にも、様々な部局で実施している県の施策の中で、こどもが参加するイベントですとか、教育委員会はまさに学校教育の現場でダイレクトにこどもと接していますが、こどもたちの意見を聞くことのできる場はありますので、そういった場における意見をどう集約していくのか、これが大事な課題ではないか。各部局でこどもを対象とした様々な取組を行っておりますので、部局連携をさらに強化しながら、こどもの声を聞いた結果を共有していくなどの対応を考えていきたいと思います。

当課におきましても、新規事業として、高校生が社会貢献できる機会を作る試みのひとつとして、高校生の意見を社会に届ける事業に取り組みたいと計画しております。

また、相談機関ですとか、当課ではひきこもりセンターを所管しておりますけれど、その他にも市町村や、こどもと関係する機関など、こども・若者と接点のある方々や団体と密に連携をとりながら、こども・若者の意見を取り入れていきたいと思います。

それから、大人のこどもの権利に対する理解も不十分なのではないか、という御指摘もございました。こどもたちだけでなく、大人への啓発につきましても、県において様々な広報活動のチャンネルやツールを持っておりますので、

そうしたものを活用して、こどもたちに限らず幅広い世代、すべての方々が、こどもの権利条約の理念を基本的なベースとして、こどもに関する問題・課題を認識していただけるよう、啓発に取り組んでいきたいと思います。

【福島県認定こども園協会 古渡 一秀委員】

出生数はおおよそ 9,700 人とのことですが、この生まれたこどもたちは、おそらく 20 年後には県外のいろいろなところへ出て行って、8,000 人くらいに減ってしまうのではないかと。アンケート調査などでいろいろとデータを集めるのはもちろん大事で、福島県を持続可能な社会とするためには、今の若い世代の夢をかなえる仕組みをエビデンスベースでつくる必要がある。

先ほどスターティング・ストロングのお話をしましたが、これは OECD が確実な根拠を持って提唱してきたことなのに、日本は立ち後れてしまった。逆に、国や他の都道府県はやらなくても、福島県は、人生のはじまりこそ力強く、こどもをみんなで育てましょう、という意気込みでやっていかないと。

今の若い世代に向けた施策と、その将来に向けた施策、このふたつを明確にして施策を進めなければ、少子化の改善は難しいと思います。

【一般社団法人福島県医師会 市川 陽子】

先ほどの伊藤委員の質問に関連して。合計特殊出生率と同じ土俵では比べられないのですが、2020 年の厚労省の国民生活基礎調査によると、18 歳未満のこどもがいる世帯は 991 万 7,000 世帯で、統計を開始した 1986 年以降初めて 1,000 万世帯を割り込んだと。全世帯に占める割合は 18.3%で 20%を切ってる。その 20%の中で、こどもが 1 人の割合は 49.3%で約 50%近く。2 人は 38%、3 人が 12.7%、4 人以上だと 3.3%とありました。

私のクリニックで外来を見ていると、本当に少子化なのかなと思うほど、2 人、3 人、4 人目とお子さんを生んでいる方がいらっしゃる。もちろん小児科ですから、こどもがいる方しか来ないのですが、お子さんが複数いる世帯は多いように感じます。

だから、2 人目以降は任意の予防接種もすべて無料にするとか、保育料を半額減免するとか。お金ばかりではないですが、やはり先立つものは大事ですので、ぜひそこに予算を割いていただけるような施策を、近い将来にお願いできればなと思います。

【福島県民生児童委員協議会 古関 久美子】

少し引っかかっていることがありまして。

私は福島市に住んでおりますが、福島市であれば生める場所や病院があります。しかし、私は南会津に住んでいたことがあるのですが、そこで病気になっ

たとき、病院が近くになく、心から恐怖しました。

先ほど、遠方出産に対して交通費や宿泊費を助成するというお話がありましたが、男性的な発想だな、と思いました。お産は、予定日が来ても生まれないことがあります。妊婦さんは緊張の日々で、いつ破水するかわからない。1か月以上早まるかもしれないし、逆に遅れるかもしれない。そうしたストレスをひとりで耐えなければなりません。

ですから、南会津の方が会津若松市まで来る。それも1か月ひとりである。もし小学生、中学生の上のお子さんがいて、配偶者や祖父母がいなかったら、こどもたちは学校を休むことになるのでしょうか。そうなるのならもういい、生まない、と思う女性が出てくるでしょう。現に、3人目が欲しかったけど、もし3人目を生んだら朝4時に起きなければ間に合わないから諦めた、という女性のお話を聞いたことがあります。出産は本当に大変なのだというのを、もっと女性からの視点で支援に組み込んでいかないと厳しいのではないかな。

【社会福祉法人福島県社会福祉協議会 関 靖男委員】

私はいろいろな県の審議会、委員会の委員になっているのですが、県の施策のやり方について反省していることがあります。

「犯罪被害者支援条例」という条例を県で作りまして、これを基に、夫が交通事故に遭って妻とこどもだけが残し、ひとり親家庭になってしまった場合に、一時的な支援金を出すという施策をつくっていただきました。これはすごく良い取組だな、と思っていたのですが、その仕組みを聞きましたら「市町村が助成をした場合に限って県が支援金を出す」というものでした。この仕組みですと、市町村が助成しなければ県も助成しないということですから、県民であっても住んでる市町村によって、助成されるところとされないところが出てくる。私は他の都道府県を調べてみたのですが、すると県が一律県民に対して基本的な助成をする、これに対して市町村が上乗せで助成をする、という仕組みの県がありました。

この遠方出産への助成も、どういうやり方なのかはわかりませんが、県の施策の進め方として、県民に対して「これだけは支援しなければならない」という基本的な施策で、一律に恩恵を及ぼすためには、県が直接助成して、市町村がそれに上乗せをする、という仕組みで施策をやらないと。そうでないと、県は口では「やっている」と言えるけれど、市町村によってはやっておらず、実際は施策が届いていない、ということにもなりうる。そうすると、税金の使い方としてもどうかと思いますし、それに地方自治ですから、県が直接助成することはできるはずですよ。

恩恵を受ける方と受けない方が、住んでいる市町村によって県民の中で分かれてしまう、それはおかしい話ではないかな。ですから、先にお話しした犯罪被

害者支援のようなやり方にならないよう、施策をきちんと考えていただきたいと思います。

5 その他（補足、追加意見等）

【NPO法人こおりやま子ども若者ネットワーク 鈴木 綾委員】

私は今回初めて参加したのですが、90 分という会議時間は適当なのだろうか、と思いました。

こども大綱は、国の基本的な大綱が3本まとまったものと承知しています。少子化、こどもの貧困、こども・若者の育成という3つの大綱が、こども大綱に反映されて、それを基に県がこども計画をつくるということで、少子化対策の議論は非常に重要だとは思いますが、ただ、少子化対策以外にもふたつ、先ほど申し上げましたこどもの貧困とこども・若者の育成支援もあって、そちらの話もした方がいいと思います。この計画はこどもに関する総合的な計画ですから、こども権利条約のお話もありましたが、包括的に取り組んでいかなければ権利の保障は達成できないと思います。

そこで、みなさまお忙しいところと思いますが、90 分ではこの3分野を十分に話し尽くすことはできなかった。次回は計画素案ということで、より具体的な議論になると見込まれますので、事務局で会議時間について御検討いただけないでしょうか。90 分が 120 分になってどうにかなるものか、という御意見もあるかと思いますが、この会議は重要な場だと思いますので、御検討いただければと思います。

【柳沼 紗苗委員】

先ほどの市川先生からのお話で、私自身、こどもを2人育てていますが、こどもを出産するときに救急搬送されたんです。本当に命を落としかけて、近くの病院に搬送されて、昼間だったからよかったね、と先生に言われました。

私は県外出身なのですが、こどもが生まれて、そこから親子の人生が始まる、そのときに立ち会ってもらえたかどうかはすごく大事なことです。私は周りに頼れる人がいなくて、産後うつになったこともありました。その中でも、福島県でこどもを育てていきたい、できることなら3人、4人と育てたいな、と思っていたのですが、障がいがあるこどもを育てていることもあって、難しいかなと考えています。

私は、子育てしながら時間がない中で仕事もしていますが、この別紙1のアンケートが送られてきたとして、声を上げたい気持ちはすごくあるのですが、これを見て、正直、こんなに答えられないと思いました。市町村などからいろいろなアンケートをいただいて、なるべく声を届けたいと思っていますが、そもそも回収率30%を仮定して、とありますが、残りの70%はなぜ回答しな

いのか。封を切る時間もない方、アクセスするのもしんどい方、一目見て量が多いと思う方など、たくさんいらっしゃると思うので、そこを配慮していただければと。

たとえば、問 30 に自身のお子さんに関する設問、問 31 はお子さんがどれくらい幸せなのかを聞く設問となっていて、他に親御さん自身の幸福度を訪ねる問もありますが、そのギャップを埋めていくための施策や支援が必要になってくると思います。そこで、最も重要なのはお子さんや親御さんの幸福度ですから、これらの問を最初に持ってくるのか、大事な質問が終わったらいったんアンケートを完結させて、2 段階目でより詳細に回答してもらおうとか、そうすると個人的には答えやすいと思いました。

私はこども食堂のボランティアもしていますが、そこを利用できるこどもは、親がそこに連れてきてくれる子や、学区内なので自分で歩いて行ける子に限られていて、利用したいけどできない子も多く、そのギャップも感じています。

あと「こどもまんなかふくしまの実現」というところで「こどもも親も幸せいっぱい」とありますが、こどもがいる家庭だけなのか、と思いました。子育てには地域の方々の支援が必要で、自分だけではどうしても育てていけない、と私は何回も思いました。その中で助産師さんが来てくださったり、学校の先生であったり、たくさんの方に出会って、何とか育てている状況でした。

こどもが自分自身のことを選択して答えられるのか、と考えたときに、この「こどもまんなかアンケート」ですが、こどもに寄り添うのであれば、もっとポップにしたり、もっと答えやすい質問にしたりと工夫してはどうかと思いました。

こちらの「こどもまんなかふくしまの実現」という、計画の基本理念については、「こどもまんなか」という考え方は私も非常に嬉しくて、こういうビジョンの下で周りの大人が関わってくれば、こどもとしてはこんなに心強いことはないと思います。その中で、子育てしてる方と、それ以外の方が分断されることなく、児童虐待とか、こどもの自殺とか、いじめの問題などの心が痛む問題に対応するためにも、こどもと親だけではなく、地域のみんな、県のみんなでこどもを育てていきましょう、というメッセージが伝わってくるよう配慮いただければと思います。

【議長 福島大学 宗形 潤子委員】

ありがとうございます。それでは、以上を持ちまして議事はすべて終了とさせていただきます、議長の任を解かせていただきます。

6 閉会（15：00）